

# 令和 8 年度第 1 回神奈川県保健医療計画推進会議 資料 3

## 報告：令和 8 年度病床数適正化緊急支援事業について

- 厚生労働省から令和8年4月8日付で本事業の実施要綱が通知された。
- 本事業は、**国予算**ではあるが、法令上、**実施主体は都道府県**とされ、「**医療機関の申請内容の審査**」は**都道府県が担う**こととなっている。
- また、事業実施にあたっては、「**地域医療構想調整会議等での議論**」や「**削減した病床数を基準病床数から減算**」するといった対応が求められている。
- そこで、本資料では、本事業の概要や事業実施にあたっての本県としての取扱いを情報共有する。

## 1 国が示す病床数適正化緊急支援事業

## 2 事業実施にあたっての本県としての取扱い

### 【参考】 本事業の令和7年度の病床削減の状況

# 1 国が示す病床数適正化緊急支援事業

# 1 国が示す病床数適正化緊急支援事業 -事業の概要①-

## 事業の目的

- 医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関は、**診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な負担が生じるため支援**を行う。

## 支給対象

- 医療機関（病院・有床診療所）が国要綱に示す要件を満たした上で削減する病床

## 支給額

- 4,104千円／床**（ただし、**休床の場合は、2,052千円／床**）  
※ **本事業における「休床」とは、本事業申請時に休棟中の病棟の病床をいう。**  
（既に削減済の病床は、病床削減時に休棟中の病床）

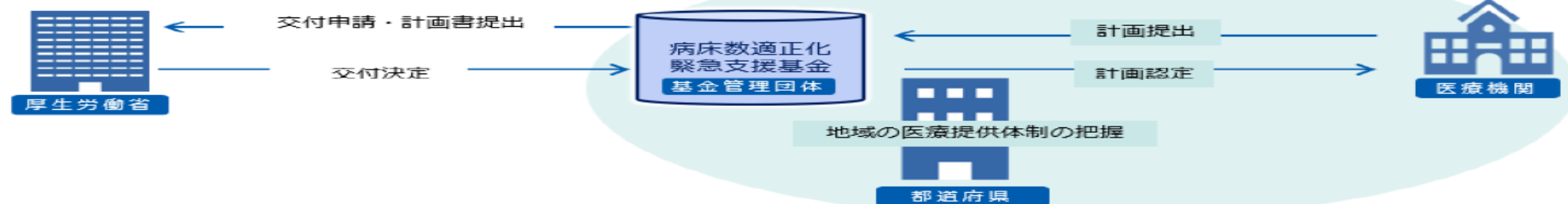
# 1 国が示す病床数適正化緊急支援事業 -事業の概要②-

## 申請手続き

- ① **医療機関**は、申請書類を**都道府県**に提出
- ② **都道府県**は、申請書類を審査し、「都道府県が実施する事業」として適当と認める申請を、定められた期間（未定）までに**厚生労働省**に提出
- ③ **厚生労働省**が設置する**基金管理団体**は、厚生労働省から指示により申請医療機関に**給付金を支給**

## 事業スキーム

(イメージ図)



### 【令和7年度からの主な変更点】

- 国が設置する基金管理団体から医療機関へ給付
- 申請にあたり、地域医療構想調整会議等での議論が必要なこと。
- この事業により削減した病床数の基準病床数からの減算

# 1 国が示す病床数適正化緊急支援事業 －支給対象となる医療機関－

- ① **令和7年12月16日から令和9年3月31日までの間に病床数を削減する医療機関**
  - 一般病床、療養病床及び精神病床の病床数をいい、医療法第30条の4第10項から12項までの規定及び国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）に基づき許可を受けた病床（以下、「特例病床等」とする。）を含む。以下同じ。
- ② **令和6年12月17日から令和7年9月30日までに病床の削減を行い、都道府県に病床数の変更に関する届出を行った医療機関**
  - 「病床数適正化支援事業に係る事業計画（活用意向調査）の提出について」（令和7年2月21日付厚生労働省医政局地域医療計画事務連絡）により、事業計画書を提出した医療機関が対象
- ③ **病床を削減予定と報告し、現に病床を削減した医療機関**
  - 「地域医療構想の取組の推進に向けた調査について」（令和7年8月14日付厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）に報告した医療機関が対象

# 1 国が示す病床数適正化緊急支援事業 -支給対象外の病床等-

- 令和7年度実施事業\*の支援対象となった病床

\* 「令和7年度（令和6年度からの繰越）医療施設等経営強化緊急支援事業」  
における「病床数適正化支援事業」

- 入院医療の受け入れを停止する場合、**令和9年3月31日時点で廃院予定の病床**  
(無床診療所への転換を含む)

- 次に該当する病床

- ① 産科部門及び小児科部門の病床
- ② 同一開設者の医療機関へ融通した病床
- ③ 事業譲渡等により削減した病床 (令和9年3月31日時点)
- ④ 病床種別の変更で削減した病床
- ⑤ 医療措置協定を締結した病床
- ⑥ 特例病床
- ⑦ 特定疾患を有する患者のための病床 (放射線治療病室、ハンセン病療養所等)
- ⑧ 職員、隊員、業務上の災害を被った労働者が利用する病床の削減

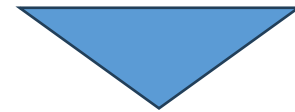
# 1 国の示す病床数適正化緊急支援事業 –留意事項–

- **休床を残したまま、休床ではない病床の削減は認めないこと。**
- **特例病床等**を削減する場合、申請理由とされていた事象及び申請理由に対する現状を確認の上、**都道府県において病床削減の是非を判断すること。**
- 本事業により病床数を削減したときは、**病床を削減した医療機関が所在する二次医療圏の基準病床数を削減すること（次頁参照）。**
- 次の場合は**給付金を返還すること。**

- ✓ 「病床機能報告」による報告や、医療法25条に基づく検査時等に、**申請通りに病床の削減が行われていないことが確認された場合**
- ✓ 給付金の支給を受けた日から**令和19年3月31**にまでに増床させた場合  
(都道府県知事が病床の増加を認めた場合を除く)
- ✓ 令和9年3月31日時点において、**地域医療構想調整会議での議論を行わずに廃院又は事業譲渡等をしている場合**
- ✓ **申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けた場合**

# 1 国の示す病床数適正化緊急支援事業 -基準病床数の取扱い-

- 国通知では、**本事業で削減された病床分は、「不可逆的措置として基準病床数を削減する」と**されている。
- 本事業は、令和9年3月末までの削減病床が対象であるため、**令和9年度の基準病床数から反映**することとなる。
- 一方、今後、別途、「**基準病床数の中間見直し**」や、「**令和8年度の病床整備事前協議**」について**議論する予定**であるため、**取扱いについて国に確認中**



- このため、取扱いの詳細は、**「基準病床数の中間見直し」と「令和8年度の病床整備事前協議」**について協議予定の**第2回神奈川県保健医療計画推進会議（7月21日開催予定）**にて、**改めてお示しする予定**

## 2 事業実施にあたっての本県としての取扱い

## 2 事業実施にあたっての本県としての取扱い -県の受け止め-

- 本事業に係る医療機関からの申請は、国が示す要綱に基づき、県が認定することになるが、**特定の場合**（次頁記載）、**「地域医療構想調整会議において議論を行った上で病床を削減すること」**とされている。

### 本事業の趣旨

- 本事業は、病院経営が厳しくなる中、**診療体制の変更等による様々な課題に際して生じる負担に対して必要な財政支援**を行うことで、医療機関の連携・再編・集約化に向けた取組を推進し、**地域に必要な医療提供体制を確保ことが目的**

### 本事業の受け止めと対応

- こうした本事業の趣旨に鑑み、本県としては、
  - 各医療機関の**申請は、各医療機関の経営上の判断として受け止め、**
  - 地域医療構想調整会議では、**個別の医療機関の病床削減の是非を議論するのではなく、**
  - 病床削減による**「地域の課題」**や、**「今後の役割分担の方向性」**等を共有することを目的として協議することとする。

## 2 事業実施にあたっての本県としての取扱い -本県の考え方-

### 特定の場合における本県の地域医療構想調整会議等での取扱い（詳細は調整中）

- 本事業は、「病床削減」という地域医療に一定の影響を与えうる事象であることに鑑み、**全ての申請を全て地域医療構想調整会議等での対象**として取り扱う。
- このため、**申請内容は県で資料（一覧）化し、会議は公開**で行う。
- また、病床削減に伴う地域の受け止めに配慮し、県への申請内容は、神奈川県HPで公表する。
- なお、国が定める**「特定の場合」**は次のとおりであり、①、②、③の場合は、地域医療構想調整会議等の際に、**特に留意して協議し、④、⑤の場合は給付の対象外とする。**

\* ①、②、③の場合は、会議へ申請者の出席を求めることも想定）

#### 【国が定める「特定の場合」】

- ① 現に患者が入院している病床を削減する場合
- ② 1医療機関で100床以上削減をする場合
- ③ その他、都道府県において議論が必要と認める場合（例：過去10年間で病床整備事前協議で配分を受けた医療機関、事業承継により引き継いだ病床 等）
- ④ 本補助事業の申請日時点において、入院医療の受け入れを行っていない場合や削減により入院医療の受け入れを停止する（無床診療所への変更を含む）場合
- ⑤ 令和9年3月31日時点においては廃院する予定の場合

## 2 事業実施にあたっての本県としての取扱い **-今後の日程-**

- 現時点で国から示されている日程を踏まえると、今後の日程は次のとおりとなるが、県から国への申請締切など詳細が示されていない。
- 詳細は、国から通知され次第、神奈川県HPで公開予定であるのでご理解賜りたい。

<本事業の本県HP : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f6z/2026tekiseika.html>>

|              |                                                                                                                                     |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>6月30日</b> | <b>医療機関から県への申請書類の提出締切日（予定／変更も検討中）</b>                                                                                               |
| <b>7月21日</b> | <b>第2回神奈川県保健医療計画推進会議</b> <ul style="list-style-type: none"><li>• 本事業の申請状況の共有</li><li>• 基準病床数の中間見直しと病床整備事前協議の方向性（案）の提示</li></ul>     |
| <b>8月～9月</b> | <b>第2回地域医療構想調整会議</b> <ul style="list-style-type: none"><li>• 本事業の申請状況の共有と内容の確認</li><li>• 基準病床数の中間見直しと病床整備事前協議の地域意見を取りまとめる</li></ul> |



## 【参考】 本事業に係る令和7年度の病床削減の状況

# 【参考】 本事業に係る令和7年度の病床削減の状況

【令和7年度に病床数適正化支援事業により削減した二次医療圏別の病床数】

| 二次医療圏  | 医療機関数     | 削減病床数      | (病床種別)     |           |           | (病床機能)    |            |          |           |           |            |
|--------|-----------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|------------|----------|-----------|-----------|------------|
|        |           |            | 一般         | 療養        | 精神        | 高度急性期     | 急性期        | 回復期      | 慢性期       | 精神        | 休床         |
| 横浜     | 12        | 178        | 157        | 0         | 21        | 9         | 101        | 0        | 1         | 8         | 59         |
| 川崎北部   | 1         | 50         | 50         | 0         | 0         | 0         | 5          | 0        | 0         | 0         | 45         |
| 川崎南部   | 3         | 26         | 26         | 0         | 0         | 0         | 10         | 0        | 0         | 0         | 16         |
| 相模原    | 5         | 55         | 42         | 10        | 3         | 10        | 32         | 0        | 10        | 3         | 0          |
| 横須賀・三浦 | 1         | 1          | 1          | 0         | 0         | 0         | 1          | 0        | 0         | 0         | 0          |
| 湘南東部   | 1         | 10         | 0          | 10        | 0         | 0         | 0          | 0        | 0         | 0         | 10         |
| 湘南西部   | 5         | 96         | 86         | 10        | 0         | 21        | 0          | 0        | 5         | 0         | 70         |
| 県央     | 3         | 18         | 12         | 0         | 6         | 0         | 10         | 0        | 0         | 6         | 2          |
| 県西     | 2         | 48         | 13         | 35        | 0         | 0         | 0          | 0        | 0         | 0         | 48         |
| 計      | <b>33</b> | <b>482</b> | <b>387</b> | <b>65</b> | <b>30</b> | <b>40</b> | <b>159</b> | <b>0</b> | <b>16</b> | <b>17</b> | <b>250</b> |

**説明は以上です。**